



2025 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 グ ロ ー ビ ン グ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 中 耕 平
(コード番号: 277A 東証グロース市場)
問 合 わ せ 先 上 級 執 行 役 員 C F O 建 林 秀 明
TEL. 03-5454-0805

譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年7月18日開催の取締役会において、当社の従業員（幹部社員）を対象とする譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的

本制度は、当社の従業員（幹部社員）（以下「対象従業員」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象従業員の（i）入社、（ii）昇進及び（iii）賞与支給等に合わせて行うものとし、対象従業員に金銭債権を支給し、当該金銭債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法により行うものいたします。また、当社の普通株式を発行又は処分する場合の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象従業員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、対象従業員に付与される株式には一定期間の譲渡制限期間を設けることとし、各対象従業員への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象従業員は、当社が定める期間にわたって、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

なお、詳細につきましては、決定次第、公表いたします。

以上